

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 申請が必要な方からの受付開始について

国は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯等に対し特別給付金を支給することとし、浜松市では、申請が不要な対象者には、5月31日に給付金を支給予定です。

一方、申請が必要となる以下の対象者については、6月1日より申請の受付を開始しますので、周知のご協力をお願いします。

1 申請対象者

(1) ひとり親世帯

①または②に当てはまる方

①公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

■申請書のダウンロードや記載例など詳しくは、[こちら](#)



(2) その他の世帯（ひとり親世帯以外）

令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童*（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等で、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が減り、住民税（均等割）が非課税と同等の水準となる収入の世帯

※令和6年2月29日までに生まれた新生児等も対象になります。

■申請書のダウンロードや記載例など詳しくは、[こちら](#)



2 申請期間【上記(1)、(2)共通】

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木) <必着*>

※令和6年2月29日までに申請が完了(消印有効ではありません。書類の不備が解消し添付書類もすべてそろっている状態のことを指します。)している必要があります。

3 申請書の提出方法

以下へ郵送または、浜松市子育て支援課・各区役所社会福祉課の窓口へ持参

【郵送先】

〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階
浜松市 子育て支援課 子育て世帯生活支援特別給付金担当